三好市

国民健康保険にご加入のみなさま

12月2日より

健康保険証交付終了となるため
資格確認書または
資格情報のお知らせを交付します

ご注意ください

現在お持ちの被保険者証は引き続き、記載されている有効期限までは使用できます

お問い合わせ先
三好市保険医務課☎72-7613

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の被保険者証は12月2日から、新規発行、再発行ともに終了となります。

ただし、既に交付されている被保険者証は、記載されている有効期限までは使用できますので、廃棄せずにお持ちください。

「資格確認書」とは？

12月2日以降、有効な被保険者証が交付されておらず、マイナ保険証を持っていない方には、カードサイズの「資格確認書」を交付します。マイナ保険証を持っていなくても「資格確認書」を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けられます。当分の間は申請することなく交付されますが、一部申請が必要になる場合があります。

「資格情報のお知らせ」とは？

12月2日以降、有効な被保険者証が交付されておらず、マイナ保険証をお持ちの方には、A4判の「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証をお持ちの方が自分の健康保険の情報を簡易に把握できるように交付されるもので、「資格情報のお知らせ」だけで医療機関を受診することはできません。医療機関を受診する際は、原則としてマイナ保険証を使用してください。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマートフォンの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに窓口に提示すること等で受診できます。

※12月1日以前に三好市国民健康保険に加入されている方で、既に交付されている被保険者証の有効期限がある間は、原則として「資格確認書」「資格情報のお知らせ」は発行しません。

マイナ保険証を利用登録するときは？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。登録はマイナポータル、セブン銀行のATM、医療機関に設置された顔認証付きカードリーダーから行えます。

マイナ保険証の利用登録を解除するときは？

マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方は、三好市保険医務課または各支所窓口で申請してください。

申請者が有効な被保険者証を保有していない場合は「資格確認書」を交付しますので、医療機関・薬局を受診等される際には「資格確認書」を提示してください。

解除手続き完了後、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申し込み状況」で利用登録解除の確認ができるまで時間がかかる場合があります。

手続きに必要なもの

■国民健康保険の被保険者番号がわかるもの（被保険者証、資格情報のお知らせなど）
■本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類

資格確認書が

手続きなしで交付される方は

■マイナンバーカードを取得していない
■マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない
■マイナ保険証の利用登録を解除している
■マイナンバーカード電子証明書の更新をしていない（期限が切れた後も3か月間は保険証として利用できます）
■マイナンバーカードを返納している

手続きが必要な方は

■マイナンバーカードを紛失した、または更新中
■マイナ保険証を持っているが、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証による受診が困難な方

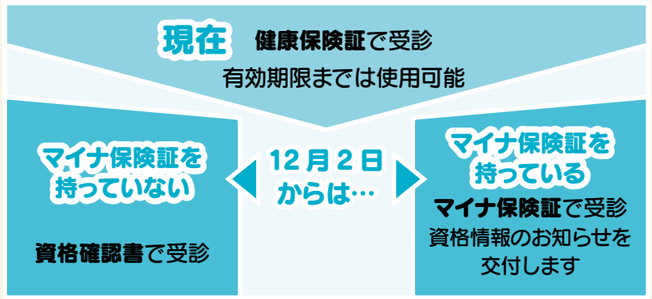

後期高齢者医療保険にご加入のみなさま

12月2日より

健康保険証交付終了となるため
資格確認書を交付します

ご注意ください

現在お持ちの被保険者証は引き続き、記載されている有効期限までは使用できます

お問い合わせ先
三好市保険医務課☎72-7613

後期高齢者医療制度の被保険者証は12月2日から、新規発行、再発行ともに終了となり、代わりに「資格確認書」を交付します。

ただし、既に交付されている被保険者証は、記載されている有効期限までは使用できますので、廃棄せずにお持ちください。

医療機関等を受診する際には次のいずれかをご利用ください。

1 被保険者証
2 資格確認書
3 マイナ保険証（被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード）

令和7年7月31日まではマイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書を交付しますが、令和7年8月1日以降はマイナ保険証をお持ちの方には資格確認書を交付しません。

今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

資格確認書が

手続きなしで交付される方は

■新たに後期高齢者医療制度に加入した
■被保険者証の内容を変更した
■被保険者証を紛失した等の理由で再交付の申請をした

11月～12月は県税・市町村税県下一斉徴収強化月間

税の納め忘れはありませんか？

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、連携して県下一斉に県税・市町村税の徴収を強化しています。

徴収強化の取組み

① 滞納処分の強化

市税の滞納者の方で、完納に向けた納付の意思が認められない方、納付約束を守られない方などに、勤務先への給与照会や金融機関等へ財産調査を実施し差押えなどの処分を行います。

② 催告および訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方に対して、文書・電話による催告や自宅・勤務先へ訪問し、徴収を行います。

③ 夜間・休日 納税相談窓口開設

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早目に税務課収納担当までご相談ください。

業務時間内に市税の納付や納税相談をすることが困難な方のために納税相談窓口を開設します。予約制ですので、必ず事前にご予約をお願いいたします。

夜間窓口	休日窓口
11月25日～11月29日 17時15分～20時	11月30日～12月1日 9時～17時

開設場所
三好市役所 2階 税務課

受付内容
市税の納付、納税相談
※市税とは、市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

納税相談の際の準備物
税務課からの送付物（納付書、督促状、催告書など）
※納税相談に来られる方は、生活状況がわかる書類や通帳と印鑑をご持参ください。

お問い合わせ先
三好市税務課
☎72-7636

ごみ収集車で火災発生 分別の徹底をお願いします

危険事故を防ぐために 守ってほしいことがあります

お問い合わせ先　三好市環境課 ☎ 72-3436

10月、「燃やすごみ」を収集中のパッカー車で火災が発生しました。爆発音の後に荷台から発煙し、ごみを排出すると袋が燃えていたため消火活動を行い、大事には至りませんでした。現場からは、本来可燃ごみではない大量のライターが発見されました。

パッカー車は車体後部からごみを巻き込みます。危険物が混入すると、ごみを圧縮する際に爆発、引火して、火災の原因になります。

ごみ収集車の火災事故は、誤ったごみ出し方法が原因でした。
収集車の火災は、収集員の人命、財産に関わる問題です。
収集時間が大幅に遅れる、車両修理に多額の費用が必要になる、近隣住居が危険にさらされるなど、重大な事故になる可能性があります。
「自分一人くらいなら、少しくらいなら」、「分別がめんどう」と思わずに、みんながごみ出しルールを徹底してください。

三好市移住コーディネーターを募集します

人口減少抑制と持続可能なまちの実現に向け、移住促進に取り組んでいます。移住相談のワンストップ窓口「移住交流支援センター」の支援体制の強化を図るため、市職員と共に移住促進に取り組んでいただける方を募集します。

募集人数　1名（会計年度任用職員）
勤務場所　三好市役所本庁舎
任期　令和7年4月1日から1年間
給与　月額166,400円から
勤務時間
① 週31時間（月～木、8:30～17:15）
② 週33時間45分（月～金、9:00～16:45）
申込受付期限　12月10日　17:15
※詳細は、募集要項に記載しています。募集要項・申込書類は地方創生推進課および各支所にてお渡しできます。また、三好市のホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先
三好市地方創生推進課 ☎ 72-7607

令和6年度 にし阿波 農泊受入環境整備支援事業費 補助金

にし阿波地域内で農泊に取り組む事業者に対して、環境整備や設備の新増設などの経費の一部を補助します。

補助対象　にし阿波地域内で農泊に取り組む事業者
補助要件　補助金交付後に5年以上農泊事業を継続して行うこと
対象経費　農泊事業開始に必要となる、トイレ・浴室・台所などの住宅・設備の改修費用や、提供サービスの高付加価値化に資する設備の新増設費用
補助内容・補助上限額
① 新たに農泊を開始する事業者（再開する事業者含む）　500千円
② 交付要綱施行日以前から農泊を行っている事業者　100千円
補助率　1／2
受付期間　令和7年1月31日まで
※予算がなくなり次第終了となります。

お問い合わせ先
徳島県西部総合県民局
地域創生観光部（三好）
にし阿波観光戦略担当
☎ 76-0367
✉ seibu_c_my@pref.tokushima.lg.jp

一般社団法人 そらの郷
☎ 76-0713
✉ sora-yamazato@nishi-awa.jp

詳しくは、徳島県ホームページをご覧ください。

もう一度、確認を。 危険ごみの出し方

三好市内の「危険ごみ」、「電池類」の収集は平積みのトラックを使い、安全に収集し分別処理されています。これ以外でごみ出しするとパッカー車での収集、清掃センターでの処理の際、爆発・火災の危険性があります。

- 「危険ごみ」、「電池類」は「可燃ごみ」や「不燃ごみ」として絶対に出さずに、指定袋とは別の透明袋に入れて出してください。
- 「危険ごみ」に該当するライターや、カセットボンベ、スプレー缶（殺虫剤、整髪料、消臭剤、塗料など）類は、必ず中身を使い切ってから出してください。
- 「電池類」（乾電池、ボタン・リチウム電池など）は、「危険ごみ」とは別の透明袋で出してください。
- 電池が取外せない製品（モバイルバッテリー、電子タバコ）は、「電池類」として出してください。
- 電池で動く製品を「不燃ごみ」で捨てる場合には、必ず電池を抜いてから、本体だけを「不燃ごみ」に出してください。
- 小型家電製品に該当する物（大きさ30cm × 15cm以内）は、本庁、各支所、各資源物集積センターの回収ボックスに持込みできます。「不燃ごみ」指定袋が不要で、リサイクルにもなります。

- ごみと一緒に、あなたのマナーとモラルを捨てないで -

三好市集落支援員を募集します

三好市集落支援員とは
集落を巡回しながら、高齢の方や一人暮らしなどでお住まいの方のお宅を訪問し、見守り活動を行います。
訪問先では困りごとなどを伺い、お手伝いが出来る事について市役所担当課と共に前向きに取り組みます。

○自治会長や民生委員、地域の各種団体等と情報交換を行い、集落の状況を把握します。
○巡回の際には市道や農林道の状態に目を配り、市役所担当課と共に必要な対応を行います。
○集落支援員は、訪問や情報交換により収集した集落の課題について、集落にお住まいの方同士、または、集落にお住まいの方と市役所担当課との話し合いの場を設けます。話し合いにより、集落の維持、活性化を図ります。

募集人数
三野・井川・池田・山城・西祖谷・東祖谷
各地区3名程度
募集対象
①地域に精通している方
②普通自動車免許を有している方
③パソコン（ワード、エクセル、メールなど）の一般的な操作ができる方
任期　令和7年4月1日から1年間
給与　月額166,400円～183,120円　賞与、その他手当あり。社会保険料等差し引いて支給
申込受付期限　12月9日　郵送：12月9日必着
申込方法　募集要項記載の必要書類を、地方創生推進課まで持参または郵送ください。

※詳細は、募集要項に記載しています。募集要項・申込書類は地方創生推進課および各支所にてお渡しできます。また、三好市のホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先
三好市地方創生推進課 ☎ 72-7607